コンゴ民主共和国における事態が、地域において国際の平和と安全に対する脅威を引き続き構成していることを決定し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

1　決議第千八百七号（二千八年）1の規定により課される武器に関する措置を二千十二年十一月三十日まで延長することを決定し、同決議2、3及び5の規定を再確認する。

2　決議第千八百七号（二千八年）6及び8の規定により課される輸送に関する措置を、上記1の規定に定める期間、延長することを決定し、同決議7の規定を再確認する。

3　決議第千八百七号（二千八年）9及び11の規定により課される金融上及び渡航上の措置を、上記1の規定に定める期間、延長することを決定し、決議第千八百五十七号（二千八年）4の規定に定める個人及び団体に関する同決議10及び12の規定を再確認する。

4　事務総長に対し、決議第千五百三十三号（二千四年）に従って設立され、その後の決議により延長された専門家グループを、二千十二年十一月三十日までの期間、延長することを要請し、専門家グループに対し、決議第千八百七号（二千八年）18の規定に定められ、決議第千八百五十七号（二千八年）9及び10の規定により拡大された任務を遂行すること、及び二千十二年五月十八日まで、及び二千十二年十月十九日までに、委員会を通じて理事会に書面で報告することを要請する。

5　決議第千九百五十二号（二千十年）6から13の規定を再確認し、専門家グループに対し、相当な注意の影響に関する評価の中に、コンゴ民主共和国における関係する採鉱地域の経済社会開発に関する包括的な評価を含めることを要請する。

6　国際連合専門家グループ及び経済協力開発機構が定めた相当な注意に関する指針に対するコンゴ民主共和国の支持を歓迎し、さらに、同指針を実施するためにコンゴ民主共和国政府がとった措置を歓迎し、全ての国に対し、コンゴ民主共和国及び大湖地域の国々が同指針を実施するのを支援するよう要請する。

7　全ての国、特に地域の国々に対し、コンゴ民主共和国において、武装集団及びコンゴ民主共和国軍（ＦＡＲＤＣ）の内部の犯罪ネットワークに更に資金を提供する危険性を軽減するためのより広範な取組の一環として、特に金部門において、国連専門家グループの相当な注意に関する指針に対する認識を引き続き高めることを奨励する。

8　コンゴ民主共和国及び大湖地域の国々に対し、それぞれの税関当局にコンゴ民主共和国からの鉱物の輸出及び輸入に関する管理を強化するよう要請することを奨励し、国際社会に対し、コンゴ民主共和国及び大湖地域のその他の国々が、これに関連してそれぞれの能力を強化するのを、必要及び要請に応じて支援するよう要請する。

9　全ての国、特に地域の国々に対し、天然資源の不法搾取に従事している地域的犯罪ネットワーク及び武装集団について調査し、それらと戦うために、金、スズ石、コルタン、鉄マンガン石、木材及び木炭を含む天然資源の輸入及び輸出の完全な統計を定期的に発行し、情報共有及び共同行動を地域的に強化することを勧告する。

10　コンゴ民主共和国の関係当局が、天然資源の生産及び取引を含む不正な活動から武装集団への支援の提供を防止するコンゴ民主共和国の関係当局に対し、五か所の試験的な貿易窓口の付近の採鉱場所、貿易経路及び市場に対して抽出検査及び定期訪問を実施することを通じて支援するとの国際連合コンゴ民主共和国安定化ミッション（ＭＯＮＵＳＣＯ）の任務を想起する。

11　コンゴ民主共和国政府に対し、必要及び要請に基づいて行われる国際的なパートナーの支援を受けつつ、武器及び弾薬に関する貯蔵の安全、説明責任及び管理を促進し、ナイロビ議定書及び小型武器地域センターに定められた基準に従って、特に国有の火器に関する国家武器マーキング計画を緊急に実施するよう奨励する。

12　コンゴ民主共和国政府に対し、元武装集団、特に人民防衛国民会議（ＣＮＤＰ）のＦＡＲＤＣへの編入にあたっては、過去の行いを綿密に調査して適切な統合を確保すること等により、根底に存在する国軍の統合性の問題に引き続き取り組むこと、国軍要員が時宜に適った様式で給与を受け取り、確立された指揮命令規則に従って行動し、かつ規則に違反した場合には適切な懲戒行為に服することを確保すること、並びにコンゴ民主共和国治安部隊が、ＦＡＲＤＣの再編成の過程で生じたものを含め、治安の空白によって生じた脅威を軽減するように再配置されることを確保することを奨励する。

13　全ての武装集団、特にルワンダ解放民主勢力（ＦＤＬＲ）、神の抵抗軍（ＬＲＡ）、マイ・マイ・ヤクトゥンバ、国民解放勢力（ＦＮＬ）及び民主同盟軍（ＡＤＦ）に対し、武器を手放し、コンゴ民主共和国及び大湖地域の文民たる住民、特に女性及び児童に対する、強姦及びその他の形態の性的虐待を含む、あらゆる形態の暴力、人権侵害及び国際人道法違反を即時停止し、動員解除するよう要求する。

14　性的暴力を含む人権侵害及び国際人道法違反の犯罪者、並びに天然資源の不法搾取（不法武装集団及びＦＡＲＤＣ分子が行ったものを含む。）に責任を有する者等が処罰を免れることとの戦いであって、コンゴ民主共和国当局が継続中の取組を歓迎しその継続を奨励する。

15　コンゴ民主共和国政府が同国における戦争犯罪及び人道に対する犯罪の責任者の責任を問うことを積極的に追求すること、及び同政府と国際刑事裁判所との間の継続中の協力を含むこの目的のための地域的協力の重要性を強調し、ＭＯＮＵＳＣＯに対し、これに関連して既存の権限を行使してコンゴ政府を支援することを奨励する。

16　全ての国、特に地域の国、ＭＯＮＵＳＣＯ及び専門家グループの間の協力が強化されることを奨励し、更に、全ての当事者及び全ての国に対し、その管轄権又は管理下にある個人及び団体が専門家グループと協力することを確保することを奨励し、全ての当事者及び全ての国が、専門家グループの構成員の安全、並びに特に専門家グループがその任務の遂行に関連するとみなす個人、文書及び場所に対する、妨害のない速やかなアクセスを確保するとの理事会の要求を再確認する。

17　専門家グループに対し、天然資源に関して、他の関連する専門家パネル、特に決議第千九百八十号（二千十一年）13の規定によりコートジボワールに関して再設置されたもの、及び決議第千九百六十一号（二千十年）6の規定によりリベリアに関して再設置されたものと積極的に協力するよう要請する。

18　ＭＯＮＵＳＣＯに対し、選挙後六か月の期間のための緊急対応計画においては、武装集団及び武装集団の統合における課題に関する専門家グループの調査結果を考慮に入れることを奨励する。

19　全ての国、特に地域の国及びこの決議の3の規定に基づき指定された個人又は団体が根拠地とする国に対し、上記1、2及び3の規定により課され、決議第千九百五十二号（二千十年）8の規定により勧告された措置を実施するためにとった行動を、委員会に定期的に報告することを要請する。

20　全ての国に対し、決議第千八百五十七号（二千八年）4の規定に定める基準を満たす個人又は団体、委員会に提出された個人又は団体により直接的又は間接的に所有又は管理される団体、及び委員会に提出された個人又は団体を代表しもしくはその指示に従って行動する個人又は団体を、被指定者リストに含めるために委員会に提出することを奨励する。

21　コンゴ民主共和国における治安情勢、特に、武装集団の再統合及び国家警察改革を含む治安部門改革の進捗状況並びに、必要に応じて、コンゴ民主共和国人及び外国武装集団の武装解除、動員解除、帰還、復帰及び再統合の進捗状況に照らし、この決議に定める措置を必要に応じ調整するとの観点から、二千十二年十一月三十日までの適切な時期に、理事会が本決議で定められた措置を再検討することを決定する。

22　この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。